

の機能強化を図る必要があります。

一方、児童虐待防止は、県・市町村、関係機関等の連携を強化し、社会全体で一体となって取り組むことが重要です。中でも、児童虐待やその兆候に気づきやすい立場にある医療機関や、地域の見守りに重要な役割を担っている児童委員との連携を推進する必要があります。また、子育てに不安を感じている保護者が相談しやすい体制を整備することも必要です。

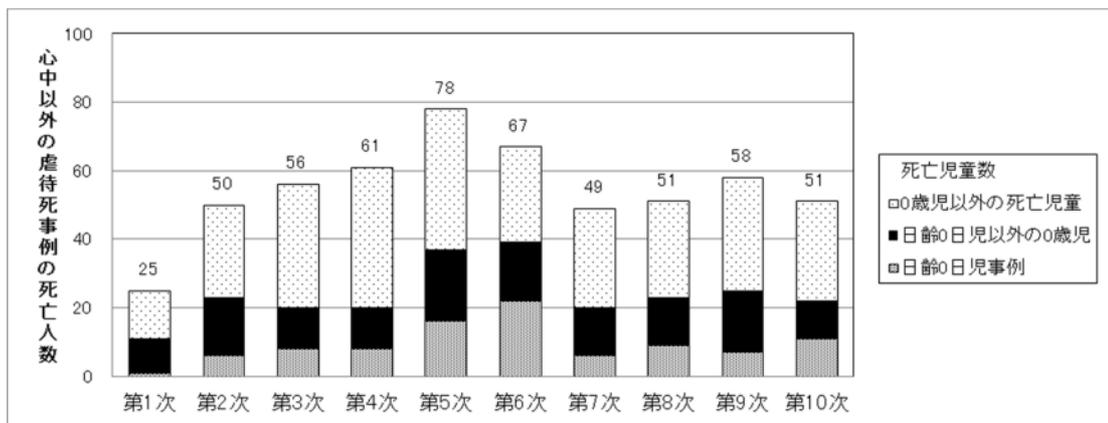
さらに、妊娠期からの児童虐待予防対策を推進することが求められています。

市町村では、妊娠届出書の受理、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など、母子保健における様々な機会を活用して子育て支援を行っていますが、福祉と連携し、養育支援訪問事業を一層推進するとともに、「所在不明児童」など虐待リスクの可能性が懸念される家庭への対応として、健診未受診者把握の徹底等に取り組む必要があります。

また、国の専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）」によれば、第1次報告以降（平成15年7月～平成25年3月）の心中以外の虐待死事例のうち、出産直後に児童虐待により死亡する「日齢0日児事例」が全体の17%を、日齢0日児を含む0歳児が44%を占めています。

日齢0日児事例は、望まない妊娠によるケースが多く見られることから、そうした妊娠に悩む方を早期の受診や支援につなげていけるよう、相談体制の整備に努めるとともに、出産前の早い段階から乳児の「泣き」の特徴などへの対処方法等についての啓発を行う必要があります。

図表 24 心中以外の児童虐待による死亡児童数（全国）



資料：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第10次報告」

注：第1次は平成15年7月～12月（6ヶ月）、第2次～第4次までは平成16年～平成18年の暦年、第5次は平成19年1月～平成20年3月（1年3ヶ月）、第6次以降は平成20年度～平成24年度の各年度に発生した死亡事例を対象としている。

取組の方向性

児童虐待相談に適切に対応していくため、児童相談センターや市町村の機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進めます。

◇今後の取組

(児童相談センターの体制の強化)

- 増加する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談センターの専門職員（児童福祉司及び児童心理司）の適正配置に努めるとともに、子どもを安全に保護するための警察官又は警察官OBの配置など、他分野からの人材の確保に努めます。
- 児童相談センターの専門職員の資質向上を図るため、経験年数に応じた計画的な研修を実施するとともに、スーパーバイザー（専門職員の教育や指導を担当する職員）を配置し、日常的なOJTを実施します。
- 夜間・休日においても専門職員が児童虐待相談に直接対応できるよう、相談窓口の集約や一時保護所の専門職員の活用、外部委託等を検討します。
- 緊急に保護を必要とする子どもを一時的に養育するための施設として、児童相談センターに一時保護所を1か所（定員48名）設置していますが、心理療法や行動観察を始め保護した子どもの処遇を適切に行うため、2か所目の一時保護所（定員30名）を開設します。（以上 健康福祉部）

(家族再統合、重大事例の検証)

- 虐待を受けた子どもと保護者が、安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れることができるよう、児童相談センターにおいて家族再統合に向けた支援を実施します。
- 児童相談センターが継続して支援していたにもかかわらず、児童虐待により子どもが死亡した場合については、県は、早急に第三者による検証委員会を立ち上げ、児童相談センターの対応について検証を行います。検証後は、再発防止策の速やかな実行に努め、合わせて児童相談センターにおいて市町村における再発防止策の実行を支援します。（以上 健康福祉部）

(市町村への支援)

- 届出や申請に対応する市町村職員の児童虐待への理解を深め、児童虐待の兆候に気づくことができるよう、県は、市町村の窓口担当職員を対象とした研修を実施します。

- 市町村における関係機関との連携強化を図るため、児童相談センターにおいて要保護児童対策地域協議会に指導・助言を行います。また、県は、要保護児童対策調整機関の職員を対象とした研修を実施し、要保護児童対策地域協議会の機能強化と専門性の向上を図ります。(以上 健康福祉部)

(関係機関等との連携の推進)

- 県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、県は、愛知県要保護児童対策協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めます。
- 児童虐待通告に対しては、近隣住民や学校、保育園・幼稚園、病院、警察を始めとした関係機関の協力が必要です。関係機関との連携強化を図るため、児童相談センターは、引き続き関係機関連絡調整会議を開催します。
また、子どもの安全の確保に万全を期すため、児童相談センターは、立入調査等の対応についての合同訓練を実施するなど、警察との連携強化に努めます。
- 児童虐待防止医療ネットワーク事業の充実を図るため、県は、地域の中核的医療機関等の関係者による症例検討など、医療機関の児童虐待対応力の向上に努めます。
- 地域における虐待対応力の向上を図るため、県は、児童委員や地域の方々、関係機関の職員を対象とした啓発セミナーや研修を実施するとともに、NPO等が実施する児童虐待防止活動を支援します。(以上 健康福祉部)

(相談体制の整備・予防教育の実施)

- 社会全体で児童虐待に対応していくとともに、子育てに不安を感じている保護者に対し、相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、県と児童相談センターは市町村と協力して、オレンジリボン・キャンペーンを実施します。
- 子どもと子育てに関する悩みについての気軽な相談窓口として、県は、匿名での相談にも対応する電話相談(365 日子ども・家庭 110 番)を実施します。
- 子どものうちから児童虐待問題についての基礎知識を学ばせるため、県は教育委員会と協力して、中学生を対象とした虐待予防教育プログラムを作成します。(以上 健康福祉部)

(妊娠期からの虐待予防のための啓発)

- 県は、望まない妊娠の相談に応じる窓口の周知を行い、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援に努めるとともに、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する知識の普及に努めます。
- 児童相談センターは、市町村や医療機関、助産師会等と協力し、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度について周知を図ります。
- 県は市町村と連携し、乳児の「泣き」や揺さぶられ症候群について、母子健康手帳の交付時やパパママ教室、妊婦への家庭訪問時等での啓発に努めます。

(以上 健康福祉部)

(妊娠期からの虐待予防のための支援)

- 市町村は、妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、必要に応じて養育支援訪問等の支援に努めます。県は、市町村養育支援訪問事業の充実を図るため、市町村の福祉及び保健関係職員を対象とする症例検討や研修等を実施します。
- 乳幼児健康診査の未受診者については、児童虐待のハイリスクとなりやすいことから、市町村は、関係機関等と連携してその状況把握に努め、保護者がひとりで悩まないよう、必要な家庭に対する支援を行います。県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村における未受診者対応が充実されるよう支援を行います。
- 児童相談センターは福祉事務所等と連携し、出産後の子どもの養育が困難な家庭が安心して出産を迎えられるよう、相談支援や生活支援を行います。

(以上 健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
養育支援訪問事業を実施している市町村の数	35 市町村 (平成 25 年度)	全市町村 (平成 31 年度)

用語解説

<児童虐待>

保護者が現に監護する児童（18歳未満）に対して行う次の行為。

- ① 殴る、叩く等、けがをするおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
- ② 性的行為の強要や、年齢にとって過度に性的な刺激を与えること。（性的虐待）
- ③ 食事を与えないなど、適切な養育を行わないこと。（ネグレクト（育児放棄））
- ④ 暴言や拒絶的な態度、DVを見せる等、心理的外傷を与える行動を行うこと。（心理的虐待）

<家族再統合>

児童虐待を受けた子どもと保護者が、安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになること。児童相談センターでは、家族再統合のための保護者に対する指導や、子どもに対する心理的ケアなどを実施している。

<要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）>

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。

事務局として、関係機関等のうちから「要保護児童対策調整機関」を指定し、要保護児童等に関する状況把握や関係機関等との連絡調整を行っている。

<一時保護所>

保護した子どもの一時的な養育を行う施設。

児童相談所に設置し、迷子や児童虐待等による緊急保護のほか、具体的な援助指針を定めるための子どもの行動観察や生活指導、短期の心理療法等を実施する。

<オレンジリボン・キャンペーン>

毎年11月の児童虐待防止推進月間に、「子どもの虐待防止」の象徴であるオレンジリボンの啓発を通じて、保護者や県民に児童虐待問題や相談先の周知等を行うキャンペーン事業。



オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められています。

基本施策 16 社会的養護体制の充実

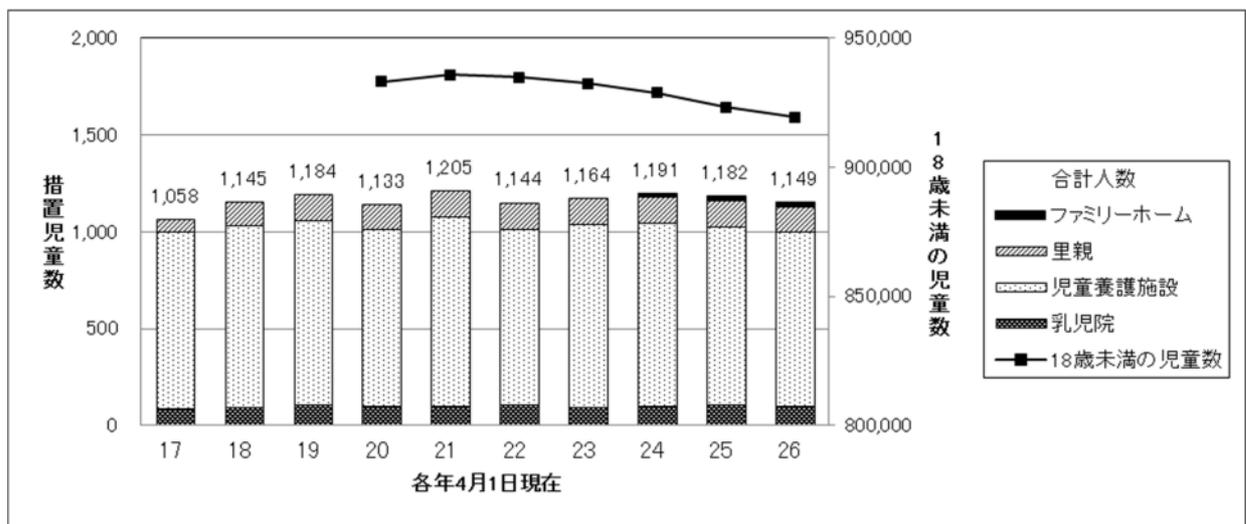
◇現状と課題

児童養護施設の小規模化・地域分散化、里親委託の推進

保護者がいない子どもや、病気や経済状況等の理由により保護者が育てることができない子ども、児童虐待によりその家庭での養育が適切でない子どもを、公的な責任により養育することを「社会的養護」といいます。

愛知県（名古屋市を除く）では、18歳未満の子どもの数は減少傾向にありますが、児童虐待相談の増加や経済状況の悪化等により、社会的養護を必要とする子どもの数は、ほぼ横ばいとなっています。

図表 25 措置児童数数の推移（愛知県）



資料：愛知県健康福祉部「児童・障害者相談センター 児童相談センター 業務概要」

注：名古屋市を除く

子どもの心身の成長のためには、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てること（家庭的養護）が重要です。

このため、社会的養護は、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院）もできる限り家庭的な養育環境の形態（本体施設の小規模グループケア化、グループホーム）に変えていく必要があります。

国においては、家庭的養護を推進するため、本体施設（小規模グループケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームの割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられています。

この目標達成を目指し、都道府県においては、平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年を推進期間とした長期的な計画を策定することとされており、また、推進期間を 5 年ごとの 3 期（前期・中期・後期）に区分し、各期ごとの目標を設定することとされています。

里親制度は、虐待等により心に傷を負った子どもを自らの家庭に迎え入れ、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができ、愛着形成の観点から非常に望ましい制度です。愛知県では、社会的養護を必要とする子どものうち、児童養護施設や乳児院への入所割合が高い状況が続いており、里親委託を推進していく必要があります。

登録里親数は順調に増加していますが、養子縁組を希望する「養子縁組里親」が増加しており、保護者に代わって子どもを養育する「養育里親」のみを希望する里親は増加していません。家庭的養護を推進するためには、里親委託のさらなる推進が必要であり、積極的に養育里親希望者の掘り起こしを行う必要があります。

また、養育者の住まいにおいて一定人数の児童を養育する「ファミリーホーム」は、子どもにとっては特定の大人との関係を結ぶことができ、また、里親委託に反対する保護者の理解が得られやすい利点もあることから、増設していく必要があります。

図表 26 里親・ファミリーホーム（FH）の推移（愛知県）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録里親数	養育里親	210 人	241 人	269 人	296 人	271 人
	養育のみ	133 人	142 人	145 人	148 人	128 人
	専門里親	21 人	21 人	21 人	22 人	25 人
	養子縁組里親	85 人	107 人	128 人	152 人	175 人
	親族里親	2 人	1 人	1 人	2 人	3 人
	計	216 人	248 人	275 人	302 人	306 人
受託里親数		82 人	76 人	83 人	84 人	87 人
FH事業所数		—	3 か所	4 か所	4 か所	6 か所
委託児童数	里親	136 人	129 人	133 人	134 人	129 人
	FH	—	17 人	21 人	22 人	28 人
	計	136 人	146 人	154 人	156 人	157 人
里親等委託率		12.0%	12.4%	13.1%	13.6%	13.9%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：名古屋市を除く

2：各年度末現在

3：複数種類の里親登録が可能であり、登録里親数の計と里親の合計は一致しない。

4：「里親等委託率」は、社会的養護を必要とする子どものうち里親等委託児童の割合

施設においては、家庭的養護を推進するため、本体施設の小規模グループケア化やグループホームの設置を推進していく必要があります。

図表 27 児童入所施設の推移（愛知県）

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
児童養護施設	施設数	18 施設	19 施設	20 施設	21 施設	22 施設
	定員	1,018 人	1,068 人	1,078 人	1,100 人	1,140 人
	小規模グループケア	6 人	6 人	6 人	20 人	22 人
	グループホーム	72 人	78 人	84 人	84 人	90 人
乳児院	施設数	4 施設				
	定員	109 人				
	小規模グループケア	8 人	8 人	8 人	12 人	16 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：名古屋市を除く

2：各年 4 月 1 日現在

さらに、退所した施設入所等児童は、冠婚葬祭や金銭管理を始めとした生活上の悩みを相談できる親族がない場合があり、社会的自立を支えていくためには、退所後も気軽に悩みを相談できる場が求められています。

また、高等学校や大学等への進学を推進するための学習支援の充実や、自立を支援するための「自立援助ホーム」の活用が必要です。

家庭的養護を推進するとともに、里親や施設職員の専門性の向上を図ります。

◇今後の取組

(里親委託等の推進)

- 里親委託を推進するため、里親の開拓や子どもと里親との事前調整、里親への研修等を行う里親委託推進員を、引き続き児童相談センターに配置します。
- 学齢期の子どもの里親委託を推進するために、児童養護施設における里親支援専門相談員の配置に努めます。
- 養育里親を確保するため、里親制度の普及・啓発を行うとともに、社会経験や子育て経験が豊富な定年退職後の世代への働きかけを行います。
また、里親に関心のある方に実際に養育体験をしていただくため、施設入所児童家庭生活体験事業を実施します。
- ファミリーホームの設置が促進されるよう、運営経費（児童保護措置費）における算定基準の改善等について、国に働きかけます。 (以上 健康福祉部)

(里親への支援)

- 里親委託の不調や委託児童に対する不適切な養育（被措置児童等虐待）を予防するため、委託児童と里親との事前調整を慎重に行うとともに、里親の養育技術の向上のための研修を実施します。
- 受託中の里親に対する支援の充実を図るため、里親同士が情報交換や悩みごとを気楽に相談できる場として里親サロンを開催するほか、育児支援や家事援助等を行うための里親ヘルパーの派遣や、里親の一時的な休息（レスパイト）のための委託児童の一時預かりを実施します。 (以上 健康福祉部)

(施設養護の充実)

- 施設職員の支援技術の向上を図るとともに、被措置児童虐待を予防するため、家庭支援専門相談員や個別対応職員、基幹的職員等施設職員向けの研修を実施します。
- 施設の支援機能の強化を図るため、虐待を受けた子どもへの心理療法や、施設職員や保護者に対する助言を行う心理療法担当職員の配置を推進します。
- 子どもの養育に当たっては、子どもの人権に十分に配慮していく必要があります。施設は、子どもが安心して生活を送ることができるよう、被措置児童等虐待の予防に努めるとともに、被措置児童等からの苦情や要請に対し、適切な解決を図るための体制整備を支援します。

- 施設での悩みや心配ごと等について、児童相談センターの担当児童福祉司に直接相談できるよう、施設入所等児童に対し、「子どもの権利ノート」と「ミニレター」を配付します。
(以上 健康福祉部)

(施設の小規模化、地域分散化、機能の充実)

- 児童養護施設や乳児院において、本体施設の小規模グループケア化やグループホームの設置を計画的に推進するため、県は、大規模改修等に伴う施設整備助成に係る財源の確保に努めるとともに、グループホームの賃借料についての助成を行います。
- グループホームについては、施設の運営経費（児童保護措置費）における算定基準の改善等について、国に働きかけます。
- 施設において、地域における子育て支援機能の充実を図るため、市町村子育て短期支援事業（ショートステイ事業）等を実施するとともに、児童家庭支援センターの設置を検討します。
(以上 健康福祉部)

(自立支援の充実)

- 施設入所等児童の高等学校や大学等への進学を推進するため、県は、施設等が行う学習指導を支援します。
- 退所する子どもの自立を図るため、児童相談センターと施設、里親等が連携して、就業指導や生活指導に努めるとともに、必要に応じ 18 歳までの措置継続や 18 歳以降の措置延長を活用します。
- 退職等により自立の継続が困難となった子ども（18 歳以上を含む。）の自立支援を図るため、県は、自立援助ホームを活用していきます。
- 施設等退所児童に対するアフターケアを行うため、県は、施設が行う電話相談や家庭訪問などの退所後援助を支援します。
(以上 健康福祉部)

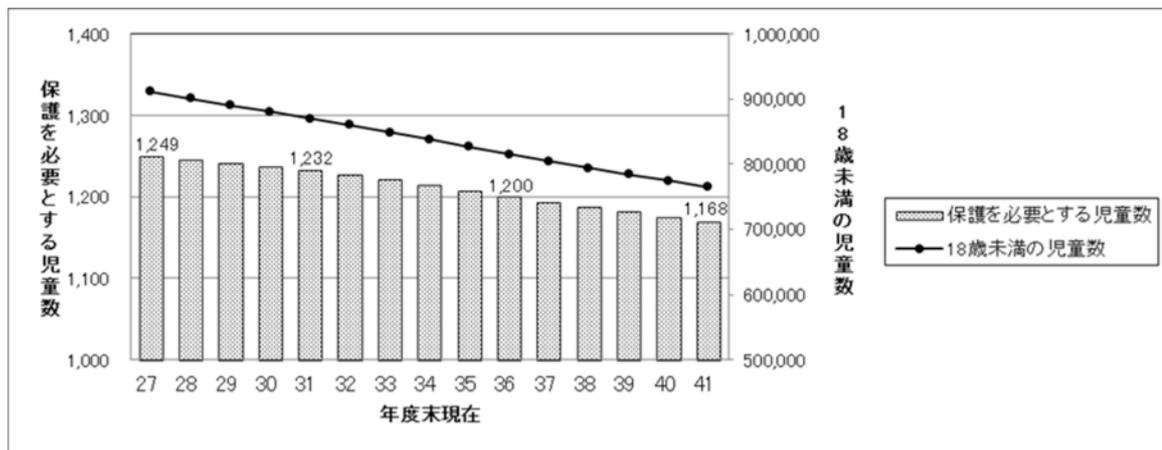
◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
施設入所等児童に占めるグループホーム入所児童の割合	6.9% (平成 26 年度)	10.1% (平成 31 年度)
施設入所等児童に占める里親等委託の割合	13.7% (平成 26 年度)	15.7% (平成 31 年度)

家庭的養護のための愛知県推進計画

愛知県（名古屋市を除く。）において、平成 41 年度に社会的養護を必要とする子どもの数は 1,168 名となる見込みであり、すべての子どもに適切な養護を行う必要があります。

図表 28 保護を必要とする子どもの数（愛知県）



資料：愛知県健康福祉部調べ（推計）

注：名古屋市を除く

家庭的養護の推進に係る推進期間の目標は、次のとおりです。

○施設入所等児童の推移（図表 29）

	平成 26 年 11 月 1 日現在	前期 (31 年度末)	中期 (36 年度末)	後期 (41 年度末)
本体施設の割合	964 人 79.4%	914 人 74.2%	849 人 70.8%	731 人 62.6%
従前の形態	926 人 76.3%	763 人 61.9%	547 人 45.6%	69 人 5.9%
小規模グループケア	38 人 3.1%	151 人 12.3%	302 人 25.2%	662 人 56.7%
グループホームの割合	84 人 6.9%	124 人 10.1%	151 人 12.6%	234 人 20.0%
里親等の割合	166 人 13.7%	194 人 15.7%	200 人 16.6%	203 人 17.4%
施設入所等児童数	1,214 人	1,232 人	1,200 人	1,168 人

○社会的養護体制の推移（図表 30）

		平成 26 年 11 月 1 日現在	前期 (31 年度末)	中期 (36 年度末)	後期 (41 年度末)	
養育里親	登録里親数	134 人	138 人	142 人	146 人	
	委託児童数	136 人	152 人	158 人	161 人	
ファミリー ホーム	設置数	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所	
	定員	41 人	48 人	48 人	48 人	
	委託児童数	30 人	42 人	42 人	42 人	
里親等委託児童数 ①		166 人	194 人	200 人	203 人	
乳児院	本体施設	施設数	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
		定員	109 人	109 人	109 人	109 人
		小規模グループケア	16 人	32 人	32 人	32 人
児童養護施設	本体施設	施設数	22 施設	22 施設	22 施設	21 施設
		定員	1,050 人	907 人	835 人	704 人
		小規模グループケア	22 人	135 人	304 人	704 人
	グループホーム	か所数	15 か所	23 か所	28 か所	43 か所
		定員	90 人	138 人	168 人	260 人
	定員合計		1,140 人	1,045 人	1,003 人	964 人
定員合計	本体施設	1,159 人	1,016 人	944 人	813 人	
	グループホーム	90 人	138 人	168 人	260 人	
	合計	1,249 人	1,154 人	1,112 人	1,073 人	
施設入所児童数 ②		1,048 人	1,038 人	1,000 人	965 人	
施設入所等児童数 (①+②)		1,214 人	1,232 人	1,200 人	1,168 人	

注：施設定員は、施設入所児童数が定員の 9 割となるよう設定

なお、中期・後期目標については、前期の達成状況等を踏まえながら、より一層家庭的養護が推進されるよう、随時見直しを行っていきます。

用語解説

<里親制度>

家庭での養育に欠ける子どもを、自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解のある家庭的な雰囲気の中で養育することにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るための制度。

<ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）>

社会的養護が必要な子どもを、相当の経験のある養育者の住居（ファミリーホーム）において養育を行う事業。

<児童養護施設>

保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く。）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立のための援助を行う施設。

<乳児院>

保護者のない乳児、虐待されている乳児、その他環境上養護を要する乳児を入院させて養育する施設。

<小規模グループケア、グループホーム>

児童養護施設では6人以上8人以下、乳児院では4人以上6人以下の小規模なグループ単位で養育（ケア）を行う体制。グループごとに、居室、居間、食堂、台所、浴室、便所等生活に必要な設備を備え、家庭的な雰囲気の中で、子どもに対する援助や生活指導を行う。

なお、本体施設の敷地外で実施するものを「グループホーム」という。

<自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）>

義務教育終了後に社会的自立ができていない20歳未満の子どもに対し、共同生活をおくる住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助や生活指導・就業支援を行い、社会的自立の促進を図る事業。

<児童家庭支援センター>

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対して必要な助言等を行うとともに、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う施設。

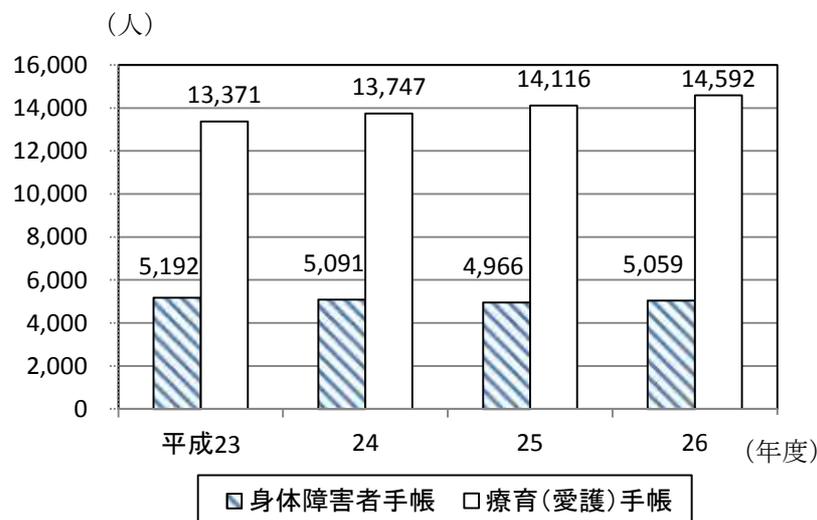
基本施策 17 障害のある子どもへの支援

◇現状と課題

障害に対する切れ目ない支援

本県の18歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは横ばい、知的障害のある子どもは、増加の傾向にあります。

図表 31 子どもの身体障害者手帳・療育(愛護)手帳所持者数の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：18歳未満についての各年4月1日現在の状況

注2：療育手帳・愛護手帳は知的障害児(者)に対し、それぞれ愛知県・名古屋市が発行するもの

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、必要なときに必要なサービスが利用できるサービス提供体制の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への助言、指導を行うとともに、相談支援体制の整備についても、取り組んでいくことが必要です。

愛知県は、重症心身障害児者の入所施設が、他の類似府県に比べて少なく、国公立の施設に限られています。また、重症心身障害児や重度の発達障害児などが地域で生活する場合や、施設での対応を要する場合であっても、できる限り身近な地域で専門的な療育や医療支援が受けられ、安心して生活できる体制づくりを進めていく必要があります。

発達障害のある子どもへの支援体制も求められてきています。平成24年に実施された文部科学省の調査によると、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの結果が得られています。

これらの子どもたちに対しては、発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障害に関する診断ができる医師や支援に関わる専門的技術を持つ人材の養成など、各地域における支援体制の充実を図る必要があります。

取組の方向性

障害の状態を理解し、子どもの発達段階に応じ、一人ひとりに合った教育や支援を実施します。

◇今後の取組

(全般的な支援)

- 県は、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内13箇所の支援・拠点施設において実施します。(健康福祉部)
- 県は、愛知県特別支援教育推進計画に基づき、特別支援学校の過大化による教室不足の解消及びスクールバスの整備など、通学環境の改善を図ります。(教育委員会)

(幼児期の支援)

- 市町村や私立の保育所や幼稚園においては、障害のある幼児の受入に必要な環境改善や職員の資質向上を図ります。県は環境改善等に対する費用の補助を行い、障害児保育や特別支援教育の充実に努めます。(県民生活部、健康福祉部、教育委員会)
- 障害のある子どもに対して、適切な支援・指導を行うための、幼稚園・保育所及び小中高等学校における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率の改善を図ります。(教育委員会)

(学齢期の個々に応じた支援)

- 県は、就学にあたって特別支援学校体験入学などを実施するとともに、早期教育相談事業の対象年齢を広げるなど早期教育支援等の充実を図り、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てができるよう支援します。また、聴覚に障害のある幼児に対する教育相談についても実施します。(教育委員会)
- 県は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校には、看護師を配置し、障害の状態に配慮した教育の充実に努めます。(教育委員会)
- 障害の特性に配慮した教育内容の充実に向けて、重複障害のある児童生徒のすべてが「重複障害学級」に在籍できるよう努めます。(教育委員会)

(教員等の資質向上)

- 県は、特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に努め、教員の専門性を高めます。(教育委員会)
- 県は、研修等により、特別支援教育担当指導主事や教員の資質向上に努めるほか、障害のある児童生徒に対する教育的支援を行うための体制整備を推進します。(教育委員会)
- 県は、放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れに必要な環境改善や、専門知識等を有する支援員の配置への助成を行うとともに、支援員等に対する研修の充実を図ります。
また、小中学校等の空き教室などを活用するなどし、日中一時支援事業の充実に努め、保護者の就労やレスパイト(休息)を支援します。(健康福祉部)

(障害のある子どもの社会参加)

- 障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、特別支援学校の小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。
また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。(教育委員会)

(経済的負担の軽減)

- 県は、家庭において精神又は身体の障害のある子どもを監護、養育している方に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある子どもに障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。(健康福祉部)

(施設整備)

- 県は、「第二青い鳥学園」(岡崎市)の移転改築にあわせ、現在の肢体不自由児に加え、重症心身障害児者のための病床を整備するとともに、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における支援拠点施設の整備を進めます。(健康福祉部)
- 県は、「愛知県心身障害者コロニー」(春日井市)を県内の障害児者医療や重症心身障害児者療育の拠点となる「療育医療総合センター(仮称)」として再編整備を進めるとともに、同センターを中心とする重心療育ネットワークや発達障害医療ネットワークの構築を進め、全県的な療育・医療の支援体制を構築します。(健康福祉部)

(発達障害のある子どもの支援体制の充実)

- 県は、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、全市町村(名古屋市を除く)に配置できるよう養成します。(健康福祉部)
- あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関との連絡調整等を行います。(健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿(数値目標)

項目名	現況	目標
個別の教育支援計画の作成率	保育所 28.9% 幼稚園 88.2% 小学校 87.6% 中学校 82.6% 高等学校 5.4% (※)	100% (平成30年度)

※ 保育所は平成26年度、保育所以外は平成25年度

基本施策 18 外国人の子どもへの支援

◇現状と課題

全国一位の外国人児童生徒数

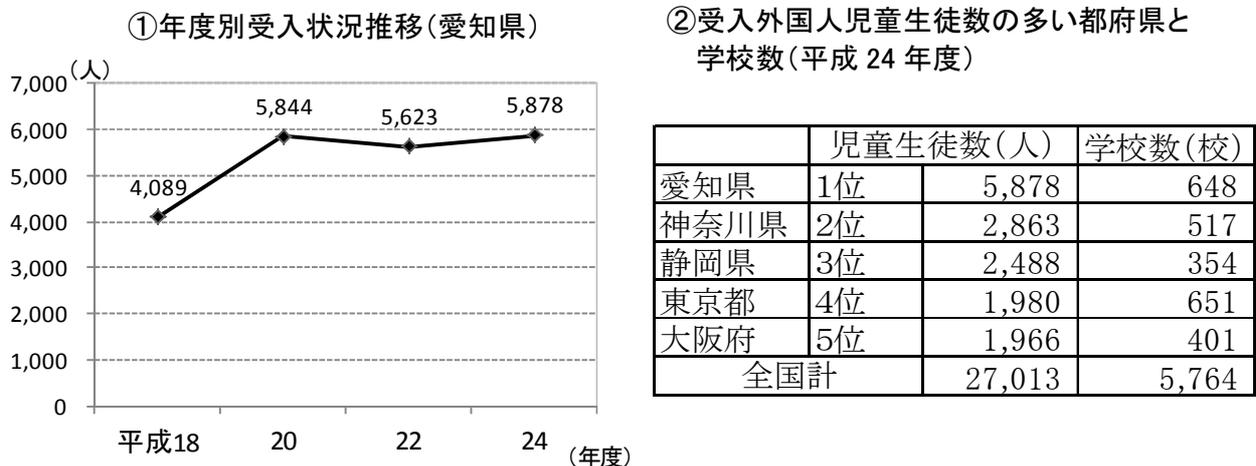
法務省の在留外国人統計によれば、平成 26 年 6 月末の本県の在留外国人数は 19 万 8,919 人で全国 9.5%を占め、東京都、大阪府に次いで多くなっています。また、受入外国人児童生徒数は全国 1 位となっており、全国の約 2 割の児童生徒が本県の学校に通っている状況にあります。

本県に在住する外国人の母国語としては、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等が多く、日本語が理解できない児童生徒もいます。

こうした日本語指導が必要な児童生徒数は、一時的に減少に転じたものの増加傾向にあり、全国でも最も多い状況です。一人ひとりの日本語能力が様々なこともあり、学習内容を理解できる日本語能力を習得するためには、日本語に触れる機会を少しでも増やす必要があります。

また、社会の一員として自立していくために、日本語習得に向けた支援が求められます。

図表 32 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況



資料：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

注：平成 22 年度以前は 9 月 1 日現在、平成 24 年度以降は 5 月 1 日現在
 なお、平成 20 年度より隔年実施

学校生活への不適応から、不登校傾向を示す児童生徒もおり、外国人児童が小学校へ早期に適応できるような就学前の取組の普及や支援が必要です。

取組の方向性

外国人の子どもが不自由なく公立小学校に通え、生活できるよう、言語面や生活面からの支援を行います。

◇今後の取組

(日本語学習の支援の充実)

- 県は、外国語及び日本語に堪能な語学相談員を教育事務所に配置して、外国人児童生徒数の多い市町村や、語学相談員等を採用していない市町村を中心に、市町村教育委員会の要請に応じて、語学相談員の派遣を実施します。
- 県は、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小・中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置し、日本語指導や適応指導を実施します。

(以上 教育委員会)

- 県は、プレスクール事業の成果を踏まえ作成された「プレスクール実施マニュアル」等を活用し、市町村によるプレスクールの普及を図り、入学直前の外国人の子どもを対象に、公立小学校へ適応できるようにするための支援を進めます。

(県民生活部)

(多文化共生に向けた支援の充実)

- 日系ブラジル人など外国人が多数居住し、共通の課題を抱える愛知県をはじめとする7県1市が連携して設置した「多文化共生推進協議会」において、共通の課題などについて議論を深め、国への共同要望などを実施します。
- (公財)愛知県国際交流協会では、外国人県民の多様化する問題に対応するため、多文化ソーシャルワーカーをあいち国際プラザ内多文化共生センターに配置し、多言語での相談・情報提供や個別支援を実施しています。県は、ウェブページ等を活用して、生活や相談窓口に関する情報を掲載して、多文化共生に関する情報提供について一層の充実を図ります。

(以上 県民生活部)

◇5年後のあいちの姿(数値目標)

項目名	現況	目標
外国人の子どものプレスクール実施市町村数	14市町 (平成25年度)	増加 (平成31年度)

(3) 子どもの安全な環境を確保する

基本施策 19 子育てしやすい居住環境の整備

◇現状と課題

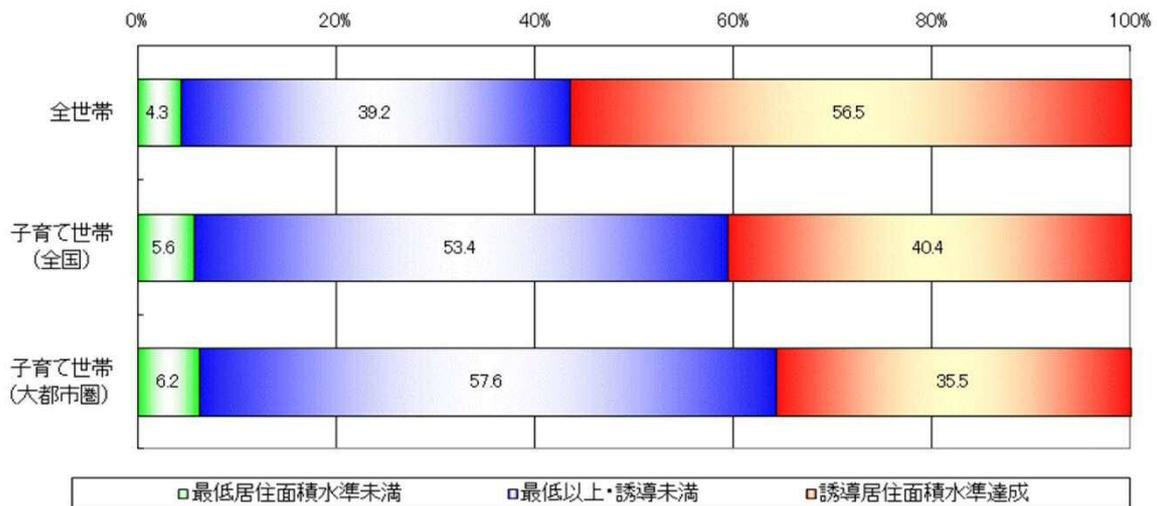
様々な居住ニーズへの対応 家庭における事故予防

住まいは、家族と暮らし、人を育て、安らぎを得る空間として、また社会生活やコミュニティ活動を支える拠点として、欠かせない基盤となっています。

民間賃貸住宅においては、子育て世帯などが家賃の不払いや入居中の事故、子どもをめぐるトラブル発生の可能性等の理由で入居制限される問題が発生しているとも言われています。結婚し、子育てを始めるための賃貸住宅の情報提供、確保が求められます。

また、住宅総数が世帯数合計を上回る状況の中、世帯人数の多い子育て世帯が比較的狭い賃貸住宅に住み、高齢者の単身・夫婦世帯が比較的広い戸建て住宅に住むなど、居住世帯と居住面積とのミスマッチも生じており、様々な居住ニーズに対応できる仕組みづくりも必要です。

図表 33 子育て世帯の居住面積水準達成状況(全国)



資料：総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

注1：住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準及び最低居住面積水準により算定
 注2：子育て世帯とは、2人以上の世帯で世帯主又はその配偶者以外に18歳未満の者がいる世帯